

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月14日
【四半期会計期間】	第18期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西久保 慎一
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目5番7号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 有森 正和
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目5番7号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 有森 正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期 累計期間	第18期 第1四半期 累計期間	第17期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
事業収益（百万円）	19,155	18,478	85,943
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△896	△1,203	8,091
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（△）（百万円）	△1,050	△1,241	3,778
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—
資本金（百万円）	14,173	14,179	14,177
発行済株式総数（株）	91,259,500	91,294,400	91,286,400
純資産額（百万円）	41,892	45,265	46,824
総資産額（百万円）	65,601	77,212	74,230
1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額（△）（円）	△11.55	△13.65	41.55
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	41.31
1株当たり配当額（円）	—	—	4
自己資本比率（％）	63.4	58.1	62.6

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」につきましては記載しておりません。

2．持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は持分法を適用する関連会社がないので、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。

3．第17期第1四半期累計期間及び第18期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

4．事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におきましては、米国での量的金融緩和策により景気が刺激され、欧州でも多くの国が財政健全化に取り組むなど、金融安全網は強化されているものの、未だ世界経済の基盤は脆弱と言わざるを得ません。

わが国経済は、安倍政権による、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる経済政策や日本銀行による金融政策への期待から株高・円安が進み、政府も6月の月例経済報告において基調判断を2ヶ月連続で上方修正しましたが、成長の更なる高まりが期待できるかは依然不透明な状況にあります。

航空業界におきましては、2013年3月に航空各社に配分された羽田空港発着枠の本格運用の開始、成田空港におけるオープンスカイの発効など、航空会社として歓迎すべき政策が展開されました。その結果、国内定期航空輸送の旅客数は増加したものの、原油価格は依然として高値水準で推移しており、また、LCC各社の急速な路線拡大により航空マーケットの一部は提供座席の供給過多となり、特定の路線で旅客獲得競争が一層激化いたしました。

このような経営環境のもと、当社は安定的な収益基盤を確保すべく仙台＝新千歳線、仙台＝福岡線を新規開設し、また季節需要の見込める那覇＝宮古線の運航を再開いたしました。また、機材体制としましては、当第1四半期累計期間にBoeing737-800型機を1機追加導入し、計30機での運航体制へと拡大いたしました。

事業収益につきましては、就航路線の再編に伴い提供座席数が前年同期比で3.9%減少いたしました。羽田空港発着枠増枠分（当社配分4枠）の高収益路線への投入等により旅客数は前年同期比1.0%の減少にとどまり、売上高は18,478百万円（前年同期比3.5%の減少）となりました。

事業費は、航空機数の増加及び円安に伴う航空機材費の増加（前年同期比31.5%増）、航空機燃料の価格上昇に伴う燃料関連費の増加（前年同期比4.9%増）等により、総額20,105百万円（前年同期比10.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、路線再編に伴う空港支店等の閉鎖による賃借料の減少、消耗品費の減少（前年度の本社移転に伴う一時的な増加による影響）、新規路線開設等に係る広告宣伝費の増加等により、851百万円（前年同期比3.9%減）となりました。

これらの結果、営業損失は2,477百万円（前年同期は56百万円の営業利益）、経常損失は1,203百万円（前年同期は896百万円の経常損失）、四半期純損失は1,241百万円（前年同期は1,050百万円の四半期純損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べて2,982百万円増加し、77,212百万円となりました。これは主にAirbusA380型機の導入等に係る建設仮勘定の増加2,534百万円、Boeing737-800型機の導入に伴う預け金及び長期預け金の増加1,690百万円、旅行代理店及びコンビニエンスストア等に対する営業未収入金の増加1,759百万円、航空燃料費及び事業所賃料等に係る前払費用の増加641百万円、模擬操縦装置導入に係るリース資産の増加606百万円、現金及び預金の減少4,622百万円によるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べて4,540百万円増加し31,946百万円となりました。これは主に前受旅客収入金の増加4,460百万円、定期整備引当金の増加1,206百万円、返還整備引当金の増加634百万円、未払法人税等の減少1,514百万円によるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて1,558百万円減少し45,265百万円となりました。これは主に当四半期純損失1,241百万円の計上によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く事業環境は、想定困難な原油価格情勢、為替変動、個人消費動向等の外部要因により大きく変動する状況にあります。

当社はこれらの状況を踏まえて、継続的なコスト抑制活動はもとより、需要動向、事業効率等を注視し、運航計画、運賃設定及び販売施策等につきまして、弾力的に検討し、機動的に実施する方針であります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期累計期間において、設備投資計画に基づくAirbusA380型機購入前払金、新規就航空港に係る設備投資、その他の有形固定資産取得並びに納税等により、前事業年度末に比べ現金及び預金が4,622百万円減少しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、昨今の経済情勢、少子高齢化の進行等、当社を取り巻く事業環境は、楽観視できない状況が続く事が予想されます。

そのような状況の中、当社は国際線参入による積極的な事業展開を予定しております。また、国内線につきましても、現在使用しているBoeing737-800型機に加え、より大型のAirbusA330-300型機を導入し、主要路線の更なる収益強化を図り成長資金の確保と強固な財務基盤の確立に努めてまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	187,720,000
計	187,720,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成25年6月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成25年8月14日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	91,294,400	91,295,200	東京証券取引所 マザーズ	1単元の株式数 100株
計	91,294,400	91,295,200	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月20日
新株予約権の数（個）	454
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	45,400（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月24日 至 平成55年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

（注）1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内の株式数を調整することができる。

2 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

②上記①にかかわらず平成55年6月23日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

3 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日 (注1)	8,000	91,294,400	1	14,179	1	13,312

(注1) 新株予約権の行使による増加であります。

(注2) 平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が800株増加しており、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（普通株式） 345,600	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	（普通株式） 90,929,600	909,296	単元株式数100株
単元未満株式	（普通株式） 11,200	—	—
発行済株式総数	91,286,400	—	—
総株主の議決権	—	909,296	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,600株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式24株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空 港三丁目5番7号	345,600	—	345,600	0.38
計	—	345,600	—	345,600	0.38

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期累計期間の役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.01%
売上高基準	0.12%
利益基準	△0.02%
利益剰余金基準	0.00%

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,155	18,533
営業未収入金	4,250	6,009
貯蔵品	60	55
預け金	—	2,343
未収入金	373	178
未収還付消費税等	—	102
前払費用	2,791	3,432
繰延税金資産	857	859
その他	207	435
貸倒引当金	△18	△14
流動資産合計	31,678	31,936
固定資産		
有形固定資産		
航空機材	5,484	5,581
減価償却累計額	△2,973	△3,154
減損損失累計額	△75	△75
航空機材（純額）	2,436	2,351
建物	2,362	2,419
減価償却累計額	△637	△676
建物（純額）	1,724	1,742
構築物	19	19
減価償却累計額	△4	△5
構築物（純額）	14	14
機械及び装置	2,384	2,384
減価償却累計額	△1,500	△1,568
機械及び装置（純額）	883	816
車両運搬具	3,273	3,479
減価償却累計額	△2,581	△2,696
減損損失累計額	△0	△0
車両運搬具（純額）	691	782
工具、器具及び備品	1,304	1,335
減価償却累計額	△971	△999
減損損失累計額	△1	△1
工具、器具及び備品（純額）	331	334
リース資産	948	1,554
減価償却累計額	△236	△262
リース資産（純額）	712	1,291
建設仮勘定	17,248	19,782
有形固定資産合計	24,042	27,114
無形固定資産	56	53

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
投資その他の資産		
関係会社株式	2	2
長期貸付金	2	2
敷金及び保証金	5,647	5,958
長期預け金	12,723	12,069
長期前払費用	57	54
その他	22	22
貸倒引当金	△2	△2
投資その他の資産合計	18,453	18,107
固定資産合計	42,552	45,276
資産合計	74,230	77,212
負債の部		
流動負債		
営業未払金	3,013	2,842
未払金	83	190
未払費用	1,170	1,100
未払法人税等	1,557	43
未払消費税等	596	—
預り金	496	330
前受旅客収入金	4,099	8,559
定期整備引当金	1,449	1,980
返還整備引当金	1,533	2,181
その他	87	163
流動負債合計	14,087	17,391
固定負債		
定期整備引当金	8,824	9,501
返還整備引当金	3,064	3,050
資産除去債務	383	384
リース債務	764	1,325
繰延税金負債	122	121
その他	159	172
固定負債合計	13,319	14,555
負債合計	27,406	31,946
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,177	14,179
資本剰余金		
資本準備金	13,310	13,312
資本剰余金合計	13,310	13,312
利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,037	17,431
利益剰余金合計	19,037	17,431
自己株式	△91	△91
株主資本合計	46,434	44,832
新株予約権	389	433
純資産合計	46,824	45,265
負債純資産合計	74,230	77,212

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
事業収益	19,155	18,478
事業費	18,213	20,105
事業総利益又は事業総損失 (△)	941	△1,626
販売費及び一般管理費	885	851
営業利益又は営業損失 (△)	56	△2,477
営業外収益		
受取利息	0	1
為替差益	—	1,178
違約金収入	91	80
その他	24	45
営業外収益合計	117	1,305
営業外費用		
支払利息	18	26
為替差損	1,048	—
その他	3	4
営業外費用合計	1,070	31
経常損失 (△)	△896	△1,203
特別利益		
固定資産売却益	1	—
新株予約権戻入益	0	1
特別利益合計	1	1
特別損失		
固定資産除却損	2	33
特別損失合計	2	33
税引前四半期純損失 (△)	△897	△1,235
法人税、住民税及び事業税	10	10
法人税等調整額	142	△3
法人税等合計	152	6
四半期純損失 (△)	△1,050	△1,241

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	553百万円	478百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当に関する事項

決議日	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	363	4	平成25年3月31日	平成25年6月21日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空運送事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空運送事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△11円55銭	△13円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,050	△1,241
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,050	△1,241
普通株式の期中平均株式数(株)	90,907,601	90,945,848
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

スカイマーク株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石戸 喜二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塩 信一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスカイマーク株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スカイマーク株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。